

## 神崎市空き家・空き地情報登録制度実施要綱

平成27年3月19日

要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、神崎市内の空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）等を有効活用することにより、神崎市への定住を促進し、地域の活性化を図るため、神崎市空き家・空き地情報登録制度（以下「空き家・空き地バンク制度」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として取得し、現に居住していない市内に存在する建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）、その建物が所在する敷地及びその敷地内にある構築物をいう。
- (2) 空き地 現に居住の用に供する建物がない土地で、かつ、居住を目的とした建物を建築できる土地をいう。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権を有する者又はその他の権利により当該空き家等の売買若しくは賃貸を行うことができる者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (4) 空き家・空き地バンク制度 この要綱の定めるところにより、神崎市への定住を目的として、空き家等の売買又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、当該空き家等の利用を希望する者に対し、当該情報を紹介する制度をいう。
- (5) 仲介業者 空き家・空き地バンク制度の運営について、市長が協定を締結する者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク制度以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録)

第4条 空き家・空き地バンク制度による空き家等の登録を希望する所有者等は、空き家・空き地バンク制度登録申込書（様式第1号）に空き家・空き地バンク制度登録カード（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、民間事業者による売買、賃貸等を目的とするものを除く。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、適当であると認めるときは空き家・空き地バンク制度登録台帳（以下「登録台帳」という。）

に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨を空き家・空き地バンク制度登録完了通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

（空き家等に係る登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定により通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家・空き地バンク制度登録事項変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（空き家等の登録抹消）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を抹消することとする。ただし、第2号に該当することにより登録の抹消を受けた登録者は、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録をすることができる。

(1) 登録者から空き家・空き地バンク制度登録抹消届出書（様式第5号）が提出されたとき。

(2) 登録された日から2年を経過したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録台帳への登録が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により登録台帳の登録を抹消したときは、空き家・空き地バンク制度登録抹消通知書（様式第6号）を登録者に通知するものとする。

（空き家等の情報公開）

第7条 市長は、登録をした空き家等の情報を市の公式ホームページ等により公開するものとする。

（利用者の登録）

第8条 空き家・空き地バンク制度を利用し、空き家等の紹介を受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、空き家・空き地バンク制度利用申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、斡旋及び仲介等を目的とした登録はできないものとする。

2 利用希望者は、市内に定住を目的として、空き家等の購入又は賃借を希望し、かつ、地域住民と協調し、地域の活性化に寄与しようとする者でなければならない。

3 市長は、第1項の規定により利用の申込みがあったときは、その内容を確認のうえ、適当であると認めるときは空き家・空き地バンク制度利用者台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録をしたときは、その旨を空き家・空き地バンク制度利用者登録完了通知書（様式第9号）により、当該利用希望者に通知するものとする。

（利用希望者に係る登録事項の変更）

第9条 利用希望者は、登録事項に変更があったときは、空き家・空き地バンク制度利用者登録事項変更届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(利用希望者の登録抹消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者台帳の登録を抹消することとする。ただし、第2号に該当することにより登録の抹消を受けた利用希望者は、改めて第7条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録をすることができる。

- (1) 利用希望者から空き家・空き地バンク制度利用者登録抹消届出書(様式第11号)が提出されたとき。
- (2) 登録された日から2年を経過したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用者台帳への登録が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用者台帳の登録を抹消したときは、空き家・空き地バンク制度利用者登録抹消通知書(様式第12号)を利用希望者に通知するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第11条 登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、仲介業者を介して行い、市長は直接これに関与しないものとする。

(情報の提供等)

第12条 市長は、必要に応じて、登録者、利用希望者及び仲介業者に対して、登録台帳又は利用者台帳に登録された情報を提供するものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 登録者、利用希望者及び仲介業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家・空き地バンク制度から知り得る個人情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、加工及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、廃棄又は消去するなど適切な措置を講ずること。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

平成 年 月 日

神埼市長 様

申込者 住 所

氏 名

電話番号

㊟

空き家・空き地バンク制度登録申込書

神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、空き家・空き地バンク制度への登録を申込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、仲介業者に仲介等を依頼します。併せて、仲介業者への情報提供を承諾します。
- 2 登録内容は、別紙空き家・空き地バンク制度登録カード（第 2 号）記載のとおりです。

注 1）市では、情報提供や必要な連絡調整等を行います。但し、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等についての仲介行為は行いません。仲介等は仲介業者が行います。なお、仲介等に係る費用については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律 176 号）第 46 条第 1 項の規定による額となります。

注 2）神埼市個人情報保護条例（平成 18 年条例第 18 号）の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、本制度の目的以外に利用いたしません。

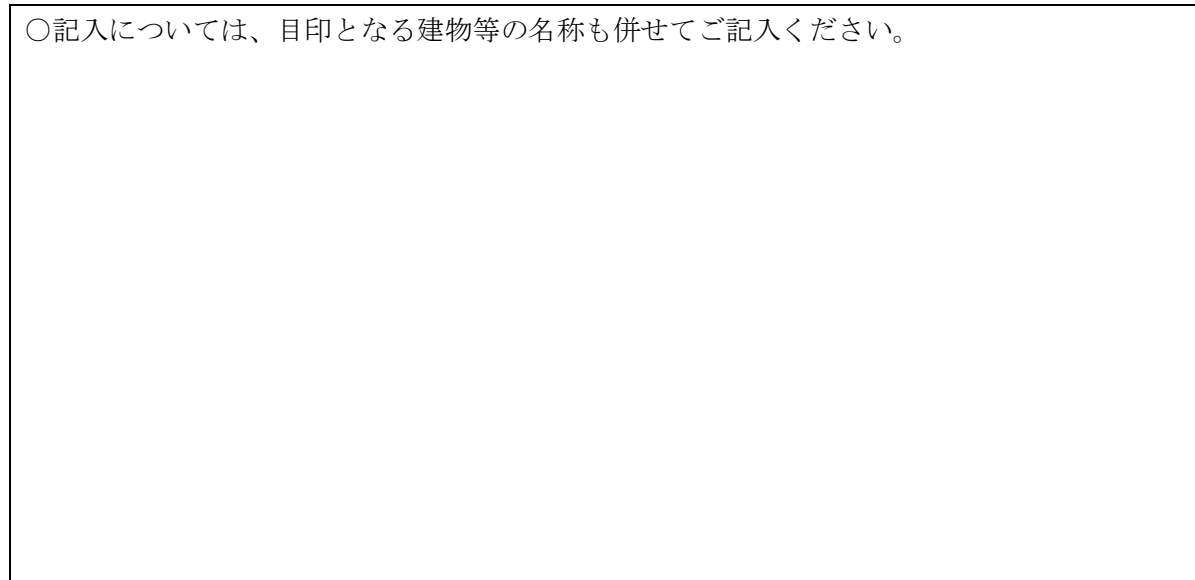
様式第2号（第4条関係）

空き家・空き地バンク制度登録カード			物 件 登録番号	※ 第 号		
物件所在地						
売却・賃貸 の別		<input type="checkbox"/> 売却 希望売却価格 万円程度				
		<input type="checkbox"/> 賃貸 希望賃貸価格 万円程度/月額				
		※どちらでもよい場合は両方ともチェックして金額を記入ください				
物件の概要	面 積		構造	建築年	年建築(築 年)	
	土地	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造	補修の要否		
	建物	1階	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少な補修必要	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担
			坪			
		2階	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中	<input type="checkbox"/> その他 ( )
坪						
設備の状況						
電 気		<input type="checkbox"/> 引込済 <input type="checkbox"/> その他				
ガ ス		<input type="checkbox"/> プロパン <input type="checkbox"/> その他				
風 呂		<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
水 道		<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
下水道		<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
便 所		<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 汲み取り / <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式				
車 庫		<input type="checkbox"/> 有 ( 台分) <input type="checkbox"/> 無				
庭		<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 無				
物 置		<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 無				
その他						
利用状況		<input type="checkbox"/> 自ら居住 主要施設等までの距離				
		<input type="checkbox"/> 放置 ( 年)		<input type="checkbox"/> 市役所 ( km) <input type="checkbox"/> バス停 ( km) <input type="checkbox"/> 病院 ( km)		
		<input type="checkbox"/> 別荘		<input type="checkbox"/> スーパー ( km) <input type="checkbox"/> 保育園 ( km) <input type="checkbox"/> 小学校 ( km)		
		<input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 中学校 ( km) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( km)		
特記事項						
都市計画法		線引き	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 非線引き区域			
		用途区域				
受付日	平成 年 月 日	現地確認日	平成 年 月 日			
登録日	平成 年 月 日	有効期限	平成 年 月 日			
登録抹消日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 契約成立 <input type="checkbox"/> 登録抹消 <input type="checkbox"/> その他 ( )				

(注) 希望売却価格及び希望賃貸価格は、仲介業者と協議後に記入していただきます。

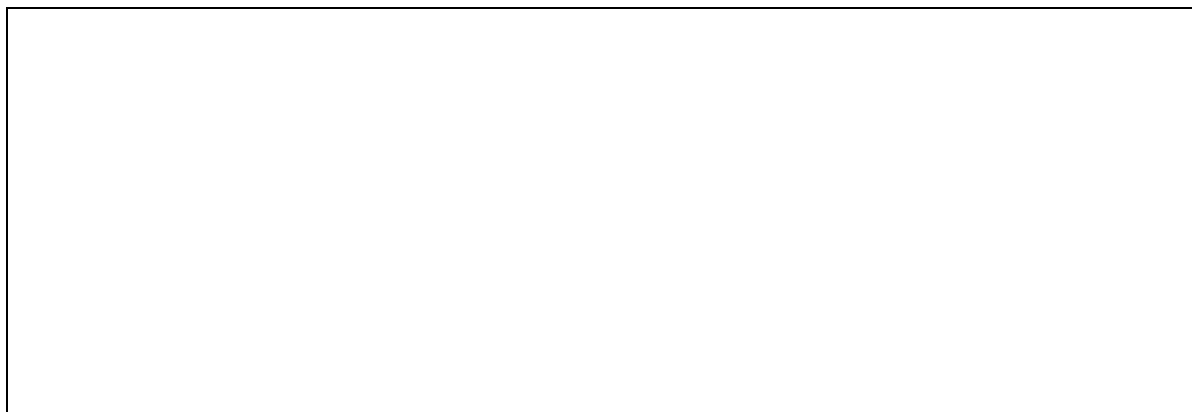
位置図

○記入については、目印となる建物等の名称も併せてご記入ください。



間取り図

（建物1階）



（建物2階）



様式第3号（第4条関係）

平成 年 月 日

申込者 様

神埼市長

㊟

空き家・空き地バンク制度登録完了通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった空き家・空き地バンク制度への登録申込みについて、登録を完了しましたので、神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

記

1 物件登録番号 第 号

2 登録者 様

3 登録日 平成 年 月 日

4 有効期限 平成 年 月 日

※ 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

様式第4号（第5条関係）

平成 年 月 日

神埼市長 様

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

空き家・空き地バンク制度登録事項変更届出書

空き家・空き地バンク制度の登録事項に変更があったので、神埼市空き家等情報登録制度実施要綱第5条の規定により、次のとおり届出します。

記

- 1 物件登録番号 第 号
- 2 変更内容 様式第2号による

※ 登録変更の場合は、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。



様式第5号（第6条関係）

平成 年 月 日

神埼市長 様

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

空き家・空き地バンク制度登録抹消届出書

空き家・空き地バンク制度の登録を抹消したいので、神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり届出します。

記

1 物件登録番号 第 号

2 抹消理由

空き家・空き地バンク制度で（売買・賃貸借）の契約が成立したため  
契約相手の利用者登録番号 第 号

その他

様式第6号（第6条関係）

平成 年 月 日

登録者 様

神埼市長

㊟

空き家・空き地バンク制度登録抹消通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった空き家・空き地バンク制度への登録抹消について、登録を抹消しましたので、神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 物件登録番号 第 号

2 抹消日 平成 年 月 日

様式第7号（第8条関係）

平成 年 月 日

神埼市長 様

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

空き家・空き地バンク制度利用申込書

神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第8条第1項の規定により、空き家・空き地バンク制度への利用登録を申込みます。

申込者	住 所					
	氏 名					
	固定電話番号		携帯電話番号			
	F A X 番号					
申込者の同居予定者	氏 名	生 年 月 日	年 齢	続 柄	職 業 等	
希望する空き家情報等	希望する空き家等の状況					
	売買・賃貸及びその希望価格	<input type="checkbox"/> 売買 希望購入価格		万円程度		
		<input type="checkbox"/> 賃貸 希望賃借価格		万円程度／月額		
		※どちらでもよい場合は両方ともチェックして金額を記入ください				
空き家・空き地バンク制度の利用を希望した理由						

様式第 8 号（第 8 条関係）

誓 約 書

神埼市長 様

私は、空き家・空き地バンク制度の利用希望者登録の申込みにあたり、登録した情報を空き家等の登録者及び仲介業者に対して情報公開することを承認し、神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱第 8 条第 2 項に規定する要件を満たす者であること、この制度で得た情報については、私自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的では利用しないことを誓約します。

平成 年 月 日

住 所  
氏 名

㊞

注 1) 市では、情報提供や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買、賃貸借等に関する交渉、契約等についての仲介行為は行いません。仲介等は仲介業者が行います。なお、仲介等に係る費用については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律 176 号）第 46 条第 1 項の規定による額となります。

注 2) 神埼市個人情報保護条例（平成 18 年条例第 18 号）の趣旨に基づき、申込みされた個人情報、本制度の目的以外に利用いたしません。

様式第9号（第8条関係）

平成 年 月 日

申込者 様

神埼市長

㊟

空き家・空き地バンク制度利用者登録完了通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった空き家・空き地バンク制度への利用者登録申込みについて、登録を完了しましたので、神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱第8条第4項の規定により通知します。

記

1 利用者登録番号 第 号

2 登 録 者 様

3 登 録 日 平成 年 月 日

4 有 効 期 限 平成 年 月 日

※ 登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

様式第10号（第8条関係）

平成 年 月 日

神埼市長 様

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

空き家・空き地バンク制度利用者登録事項変更届出書

空き家・空き地バンク制度の利用者登録事項に変更があったので、神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱第9条の規定により、次のとおり届出します。

記

- 1 利用者登録番号 第 号
- 2 変更内容 様式第7号による

※ 登録変更の場合は、様式第7号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第11号（第10条関係）

平成 年 月 日

神埼市長 様

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

空き家・空き地バンク制度利用者登録抹消届出書

空き家・空き地バンク制度の利用者登録を抹消したいので、神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱第10条第1項の規定により、次のとおり届出します。

記

1 利用者登録番号 第 号

2 抹消理由

空き家・空き地バンク制度で（売買・賃貸借）の契約が成立したため  
契約相手の物件登録番号 第 号

その他

様式第12号（第10条関係）

平成 年 月 日

登録者 様

神埼市長

㊟

空き家・空き地バンク制度利用者登録抹消通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった空き家・空き地バンク制度への利用者登録抹消について、登録を抹消しましたので、神埼市空き家・空き地情報登録制度実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 利用者登録番号 第 号

2 抹消日 平成 年 月 日